

令和 6 年高取町議会第 3 回定例会提案理由説明

本定例会に上程いたします議案は、発議案件 1 件、同意案件 1 件、認定案件 2 件、議決案件 15 件、合計 19 件です。

なお、各議案につきましては、後日各委員会で関係課長から詳細を説明いたします。

日程 4 「発第 1 号 高取町議会特別委員会の設置について」

地方自治法第 109 条第 1 項及び高取町議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、高取町決算審査特別委員会を設置するものです。

日程 5 「同第 1 号 高取町教育委員会委員の任命について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、高取町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。

日程 6 「認第 1 号 令和 5 年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度高取町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、学校給食特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

日程 7 「認第 2 号 令和 5 年度高取町水道事業会計決算の認定について」

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度高取町水道事業会計の決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

日程 8 「議第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について」

人権擁護委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。

＜福祉課＞

日程 9 「議第 2 号 令和 6 年度高取町一般会計補正予算（第 4 号）」

①歳入歳出予算の補正

補正予算額	1 3 3, 7 8 6 千円
(財源内訳)	
地方交付税／地方交付税	1 4, 7 9 5 千円
分担金及び負担金／負担金	5 0 0 千円
国庫支出金／国庫負担金	5, 8 3 9 千円
国庫支出金／国庫補助金	1 2, 6 4 3 千円
県支出金／県負担金	2, 7 1 6 千円
寄附金／寄附金	2, 0 0 0 千円
繰入金／繰入金	2 9, 9 1 4 千円
諸収入／雑入	2 7 5 千円
町債／町債	5 6, 4 7 5 千円
繰越金／繰越金	8, 6 2 9 千円

②地方債の補正

臨時財政対策債	2 7 5 千円
教育施設整備事業	5 6, 2 0 0 千円

補正後予算総額 4, 4 1 3, 1 1 4 千円

《予算委員会》

- ・一般管理費において、土地開発公社の保有する土地における観測井戸の設置、土壌及び水質調査を行うための経費を土地開発公社に補助するため、負担金、補助及び交付金 4, 3 4 5 千円を増額補正するものです。

＜総務課＞

- ・一般管理費において、文化センターの耐震診断結果を踏まえ、センター内に入居する高取町社会福祉協議会と高取町シルバー人材センターの移設に係る経費を補助するため、負担金、補助及び交付金 2, 0 0 0 千円を増額補正するものです。

＜総務課＞

- ・一般管理費において、高取町自治会がふれあい食堂の事業を行うため奈良県に申請していた奈良県自治会等連携補助金が不採択となったことを受け、高取町自治会に対して事業補助金を交付するため、負担金、補助及び交付金250千円を増額補正するものです。

＜総務課＞

- ・企画総務費において、本町のPRを行い、認知度を高め、交流人口や定住人口の増加につなげるとともに、地域の活性化を図ることを目的として、町公式キャラクターの原画を募集するため、各費目合計210千円を増額補正するものです。

＜総合政策課＞

- ・企画総務費において、国の地域再生計画の認定を受けたしごとコンビニ拠点整備事業（寄付制度対象事業）に対して、企業版ふるさと納税制度を活用し、南都銀行より2,000千円の寄附を受けたことから、しごとコンビニに対して事業補助金を交付するため、負担金、補助及び交付金2,000千円を増額補正するものです。

＜総合政策課＞

- ・戸籍住民基本台帳費において、マイナンバーカードの記載事項（住所・氏名・生年月日・性別・有効期限）に変更があった場合に、マイナンバーカードの追記欄に変更した内容を記載するためのプリンターを更新するため、備品購入費1,023千円を増額補正するものです。

＜住民課＞

- ・老人福祉費において、介護保険特別会計の補正に伴い、繰出金390千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・障害福祉費において、令和5年度障害者総合支援事業費国庫補助金、令和5年度障害者自立支援給付費国庫及び県費負担金並びに令和5年度障害者医療費国庫負担金の精算に伴う返還金として、償還金、利子及び割引料7,494千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・住宅新築資金等貸付金回収管理費において、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が令和7年3月31日付けで解散することに伴い、令和7年2月から債権の移管を受けて実施する債権回収業務に必要となるシステムの購入等を行うため、各費目合計

1, 456千円を増額補正するものです。

<住民課>

- ・児童福祉総務費において、令和5年度出産・子育て応援国庫交付金の精算に伴う返還金として、償還金、利子及び割引料403千円を増額補正するものです。

<福祉課>

- ・児童措置費において、令和5年度子ども・子育て支援国庫交付金の精算に伴う返還金として、償還金、利子及び割引料732千円を増額補正するものです。

<福祉課>

- ・予防費において、令和6年10月より、新型コロナワクチン定期接種が開始されることに伴い、各費目合計18,006千円を増額補正するものです。

<福祉課>

- ・予防費において、未熟児養育医療給付費の対象者の増加に伴い、扶助費2,100千円を増額補正するものです。

<福祉課>

- ・下水道費において、下水道事業会計の補正に伴い、繰出金4,400千円を増額補正するものです。

<事業課>

- ・非常備消防費において、防災対策を推進するため、自主防災組織が未組織の自治会に対して、一定程度の整備が可能となるよう既存の自主防災組織補助金を改正し、補助を行うため、負担金、補助及び交付金1,200千円を増額補正するものです。

<総務課>

- ・災害対策費において、地域防災計画の見直し及び南海トラフ地震臨時情報発令の状況を踏まえ、町が保管する備蓄品を整備するため、需用費22,784千円を増額補正するものです。

<総務課>

- ・事務局費において、旧育成幼稚園敷地境界確定業務について、令和5年度末で出来高清算したが、現状で可能な範囲の境界確定を実施するため、委託料1,873千円を増額

補正するものです。

＜教育委員会＞

- ・事務局費において、令和9年3月末までに旧育成幼稚園の園舎及びプールを除去する必要があることから、除去工事を実施するため、工事請負費62,500千円を増額補正するものです。

＜教育委員会＞

- ・リベルテホール管理費において、文化センターの耐震診断結果を踏まえ、センター内に入居する高取町社会福祉協議会の一時的な移転に対応してリベルテホール応接室の照明を応接用から事務用に改修するため、工事請負費620千円を増額補正するものです。

＜教育委員会＞

日程10 「議第3号 令和6年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

《保険事業勘定》

歳入歳出予算の補正

補正予算額

16,325千円

（財源内訳）

支払基金交付金／支払基金交付金	2,964千円
県支出金／県負担金	198千円
県支出金／県補助金	15千円
繰入金／一般会計繰入金	390千円
繰入金／基金繰入金	5,060千円
繰越金／繰越金	7,698千円

補正後予算総額

920,209千円

《予算委員会》

- ・償還金において、国庫負担金等の過年度分返還金として、償還金、利子及び割引料16,325千円を増額補正するものです。

日程 1 1 「議第 4 号 令和 6 年度高取町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」

歳入歳出予算の補正

収益的収支補正予算額 4, 4 0 0 千円

補正後予算総額 3 2 8, 4 7 8 千円

《予算委員会》

- ・管渠費において、マンホールポンプに不具合が発生したことを受け、今後の緊急事態が発生した場合に備え、修繕費 4, 4 0 0 千円を増額補正するものです。
- ・資本的収支第 4 条の 2 関係の補正として、未収金の収入を 1 5, 9 9 6 千円減額補正し、未払金の支出を 1 5, 9 2 4 千円減額補正するものです。

<事業課>

日程 1 2 「議第 5 号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について」

《総務経済建設委員会》

- ・高取町過疎地域持続的発展計画に新たな事業を追加するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項の規定において準用する同条第 1 項の規定に基づき、同計画を変更しようとするものです。

<総務課>

日程 1 3 「議第 6 号 高取町表彰条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・本町の自治功労者表彰に係る被表彰者の要件を見直すため、条例の一部を改正するものです。

<総務課>

日程 1 4 「議第 7 号 高取町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について」

《教育厚生委員会》

- ・児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）の改正に伴い、児童扶養手当制度の第 3 子以降の加算額の引上げ、全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引上げ及び扶養親族等の範囲の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

<住民課>

日程 1 5 「議第 8 号 高取町手話言語条例の制定について」

《教育厚生委員会》

- ・手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の推進に係る基本的な事項を定めるため、条例を制定するものです。

<福祉課>

日程 1 6 「議第 9 号 高取町国民健康保険条例の一部改正について」

《教育厚生委員会》

- ・番号法等一部改正法（令和 5 年法律第 4 8 号）の公布により、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の変更を加えるため、条例の一部を改正するものです。

<住民課>

日程 1 7 「議第 1 0 号 高取町水道事業給水条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・水道料金の債権放棄に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものです。

＜事業課＞

日程 18 「議第 11 号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」

《総務経済建設委員会》

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定により、奈良県広域水道企業団規約を定め、関係地方公共団体である奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

＜事業課＞

日程 19 「議第 12 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」

《総務経済建設委員会》

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、奈良広域水質検査センター組合規約に解散に伴う事務の承継についての規定を加える変更を行うことについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

＜事業課＞

日程 20 「議第 13 号 奈良広域水質検査センター組合の解散について」

《総務経済建設委員会》

- ・地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定により、令和７年３月３１日をもって奈良広域水質検査センター組合を解散することを構成市町村の協議により定めることについて、同法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものです。

<事業課>

日程２１ 「議第１４号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産の処分について」

《総務経済建設委員会》

- ・地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、構成市町村の協議により定めることについて、同法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものです。

<事業課>

日程２２ 「議第１５号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

《教育厚生委員会》

- ・番号法等一部改正法（令和５年法律第４８号）の公布により、令和６年１２月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定により、規約の一部に所要の変更を加えることについて関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものです。

<住民課>